念書

年月日、の不法行為によりの 被った保険事故について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 (老人保健法)及び介護保険法による保険(医療)給付を受けた場合は、私が 加害者に対して有する損害賠償請求権を国民健康保険法第64条第1項、高齢 者の医療の確保に関する法律第58条第1項(老人保健法第41条第1項) 及び介護保険法第21条第1項の規定によって保険者及び市町長が給付の価額 の限度において取得、行使し、かつ賠償金を受領することを理解した上で、第 1項ないし第4項を遵守することを誓約し、あわせて第5項及び第6項に同意 します。

- 1. 保険(医療)給付の価額の限度において、加害者の契約にかかる自動車損害賠償責任保険(共済)から損害賠償金を貴殿が優先的に受領すること。
- 2. 加害者と示談を行おうとする場合には、必ず前もって貴殿にその内容を申 し出て承認を得ること。
- 3. 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
- 4. 加害者側から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額(評価額)を漏れなく、かつ遅滞なく貴殿に届け出ること。
- 5. 相手方(相手方の損害保険会社を含む・以下同じ)に損害賠償を請求する にあたり、貴殿が以下の書類を相手方に提出すること。
 - ・第三者行為による被害届
 - · 事 故 発 生 状 況 報 告 書
 - ・念書
 - 交通事故証明書
 - 診療報酬明細書等
- 6. 保険者及び市町長が相手方に対し損害賠償額を請求するため、被保険者 (私)の治療状況等に関する情報を、貴殿が関係機関等(医療機関、保険 会社、加害者など)から電話または文書で提供を受け、上記目的に必要な範 囲で保険者及び市町長に提供すること。

年 月 日

住所

氏名

囙

市町長・後期高齢者医療広域連合長 国民健康保険組合理事長・介護保険広域連合長